

別記36 警報設備の設置基準

指定数量の倍数が10以上の製造所等で、移動タンク貯蔵所以外のものは、次に掲げる警報設備を設置することとされている。（政令第21条）

1 警報設備の区分（規則第37条）

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 消防機関に報知ができる電話（加入電話でもよい）
- (3) 非常ベル装置
- (4) 拡声装置
- (5) 警鐘

2 警報設備の設置の基準（規則第37条）

- (1) 自動火災報知設備を設置しなければならない製造所等は次のとおり。

対象 施設	指定数量の倍数	延面積	その他
製造所 一般取扱所	100倍以上で屋内のみを、100°C未満の温度で取扱うものを除く。)	500m ² 以上	部分設置の一般取扱所（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたもの及び高引火点危険物のみを100°C未満の温度で取り扱うものを除く。）
屋内貯蔵所	100倍以上（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）	150m ² を超えるもの（当該貯蔵倉庫が150m ² 以内ごとに開口部のない不燃区画されたもの及び第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70°C未満の第4類の危険物を除く。）のみのものにあっては500m ² 以上のもの。）	1. 軒高が6m以上の平家建のもの 2. 建築物内に設置するもの（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたもの及び第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70°C未満の第4類の危険物を除く。）のみのものを除く。）
屋外タンク貯蔵所			岩盤タンクに係るもの
屋内タンク貯蔵所			タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので著しく消火困難なもの
給油取扱所			・一方のみが開放された屋内給油取扱所 ・上階を所有する屋内給油取扱所

- (2) 前(1)に掲げる以外の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く）で、指定数量の倍数が10以上のものにあっては、前1の(2)～(5)に掲げる警報設備のうち1種類以上設けることとされている。

- (3) 自動信号装置を備えた第2種または第3種の消火設備は、自動火災報知設備とみなされる。